

# 大分市 都市計画 マスタープラン

2020 >>>> 2040

OITA CITY MASTER PLAN



大分市



## はじめに



本市では、平成 23 年に「大分市都市計画マスタープラン」の改定を行い、市民の皆様とともに 21 世紀の県都にふさわしい都市整備に取り組んでまいりました。

特に、中心市街地においては、大分駅周辺総合整備事業により、鉄道路線で分断されていた南北の市街地を一体化するとともに、「大分いこの道」や「ホルトホール大分」、「祝祭の広場」などを整備したことで、回遊性・滞留性が高まり、にぎわいの創出につながっているところです。

さらに、本市の個性と魅力を代表する歴史公園として、国指定史跡「大友氏遺跡」の整備を進める中、「南蛮 BVNGO 交流館」、「大友氏館跡庭園」をオープンするなど、歴史を生かしたまちづくりも進めております。

一方、近年では、本格的な人口減少社会の到来や、頻発・激甚化する自然災害などの問題が顕在化し、今後のまちづくりにおいては、こうした都市を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、各地域の特性を生かした均衡ある発展と秩序ある市街地の形成を図るなど、きめ細やかな対応が求められてきております。

このようなことから、変化する社会経済情勢に対応するとともに、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 第 2 次基本計画」などの上位・関連計画との整合を図り、さらには「地域まちづくりビジョン」の提言など、市民意向を踏まえた計画とするため、このたび「大分市都市計画マスタープラン」の改定を実施いたしました。

今後とも、市民主体のまちづくりを念頭に、目指す将来都市像である「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現に向けて、本マスタープランに掲げる各施策を着実に実行してまいります。

最後に、本マスタープランの改定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様や関係各位に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に向け、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

大分市長 佐藤 樹一郎



# 目次

## 序章 都市計画マスタープランとは

1. 策定の背景.....	1
2. 役割と位置付け.....	2
3. 計画の対象と構成.....	3
(1) 計画の対象.....	3
(2) 目標年次.....	3
(3) 計画の構成.....	3

## 第1章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの基本理念.....	6
2. 都市づくりの基本方針.....	7
3. 将来推計人口（本市が目指す将来展望）.....	10
4. 将来都市構造.....	11
(1) 広域都市連携.....	11
(2) 将来都市構造.....	13

## 第2章 全体構想

1. 土地利用の方針.....	22
(1) 都市計画の方針.....	22
(2) 土地利用の基本方針.....	28
(3) 土地利用類型と配置方針.....	29
(4) 市街地の課題に対応した土地利用の方針.....	31
2. 交通施設の整備方針.....	34
(1) 交通体系の基本方針.....	34
(2) 将来道路網の体系.....	35
(3) 道路整備の方針.....	36
(4) 公共交通施設の整備方針.....	39
(5) 自転車利用環境の整備方針.....	41
(6) モビリティ・マネジメント（MM）の実施方針.....	42
(7) 広域交通施設の整備方針.....	42
3. 市街地整備の方針.....	44
(1) 市街地整備の基本方針.....	44
(2) 市街地整備事業などの方針.....	45

<b>4. 環境保全・整備の方針</b> .....	48
(1) 環境保全・整備の基本方針 .....	48
(2) 緑の将来像.....	49
(3) 自然的環境の保全・活用の方針.....	50
(4) 公園・緑地の整備・保全の方針.....	52
(5) 市街地内の緑化の方針 .....	53
(6) 総合的な緑の配置方針 .....	54
(7) 環境共生の方針 .....	54
<b>5. 景観保全・形成の方針</b> .....	57
(1) 景観保全・形成の基本方針 .....	57
(2) 景観保全・形成の方針 .....	57
<b>6. 都市防災の方針</b> .....	60
(1) 都市防災の基本方針.....	60
(2) 都市防災の方針 .....	60
<b>7. その他都市施設等の整備方針</b> .....	64
(1) その他都市施設等整備の基本方針.....	64
(2) 下水道の整備方針 .....	64
(3) 河川などの整備方針.....	65
(4) その他公共施設の整備方針 .....	65
(5) 公共公益施設におけるバリアフリー化の方針.....	65

### 第3章 地区別構想

地区別構想の地区区分について .....	66
<b>大分地区</b> .....	67
<b>中心市街地の方針(中心市街地のマスタープラン)</b> .....	81
<b>西部海岸地区の方針(西部海岸地区のマスタープラン)</b> .....	100
<b>鶴崎地区</b> .....	108
<b>大南地区</b> .....	117
<b>植田地区</b> .....	126
<b>大在地区</b> .....	134
<b>坂ノ市地区</b> .....	142
<b>明野地区</b> .....	150
<b>佐賀関地区</b> .....	157
<b>野津原地区</b> .....	166

## 第4章 計画の実現に向けて

<b>1. 都市づくりの役割分担と相互支援</b> .....	174
(1) 県の役割.....	174
(2) 市の役割.....	174
(3) 住民の役割.....	174
(4) 企業などの役割.....	174
<b>2. 産学官民による協働の都市づくり</b> .....	175
(1) 産学官の連携による都市づくり.....	175
(2) 地域における企業や大学などの役割.....	175
(3) NPOなどによるまちづくり活動の支援.....	175
(4) 住民参加型の都市づくりの推進.....	175
<b>3. 地域に密着したまちづくり</b> .....	177
(1) 地域ごとのまちづくり.....	177
(2) 地域ごとのルールづくり.....	177
(3) 住民発意による生活環境の改善.....	177
<b>4. 都市計画の決定・変更</b> .....	178
(1) 都市計画の決定・変更.....	178
(2) 都市計画の提案・申し出制度の活用.....	178
<b>5. 計画の管理と継続的改善</b> .....	180

